2026 年 11 月 12 日

**株式会社 FOLIO ホールディングス**

代表取締役社長兼 CEO　甲斐 真一郎

問合せ先：　経営企画 03-6694-1188

https://folio-hd.com/

証券コード：677A

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社グループは、「明日の金融をデザインする」というミッションの下、全ての人々が投資運用をより身近に感じ積極的に取り組んでゆくことが可能となる環境の実現を目指し、単なる技術革新ではなく、社会全体に対する価値の提供、豊かな未来の実現につながる金融ソリューションや誰もが利用できるバリアフリーな金融環境を創り出すことで、企業や社会全体の経済成長に貢献するための挑戦を続けております。

このミッションのもと、当社グループ全体の企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。具体的には、代表取締役社長以下、当社グループの経営を負託された取締役等が、自らを律しその職責に基づき適切な経営判断を行い、当社グループが営む事業を通じて利益を最大限追求すること、財務の健全性を確保しその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと及び実効性ある内部統制システムを構築すること、また、監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

さらに、当社グループの役職員は、金融商品取引業者が遵守すべき法令、社会規範、倫理等に関するコンプライアンス意識の継続的な維持向上を図り、事業活動の透明性及び客観性の確保に取り組むことにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。また、会社法で求められる機関に加え、グループリスク管理委員会、経営会議等の任意の機関を設置することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、そのすべてを実施しております。

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| SBIFS 合同会社 | 40,005,800 | 68.83 |
| LINE ヤフー株式会社 | 8,218,500 | 14.14 |
| 株式会社岡三証券グループ | 2,347,600 | 4.04 |
| 株式会社愛媛銀行 | 1,800,000 | 3.10 |

| | | |
|---|---|---|
| 甲斐真一郎 | 1,449,500 | 2.49 |
| ジー・エス・グロース・インベストメント合同会社 | 1,173,800 | 2.02 |
| A-Fund II ,L.P. | 534,400 | 0.92 |
| 電通ベンチャーズ１号グローバルファンド | 469,500 | 0.81 |
| 三井物産株式会社 | 411,500 | 0.71 |
| SBI Ventures Two 株式会社 | 341,200 | 0.59 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）名 | - |

| | |
|---|---|
| 親会社名 | SBI ホールディングス株式会社 |
| 親会社の上場取引所 | 東京（コード）8473 |

補足説明

SBIFS 合同会社は、SBI ホールディングスの完全子会社である SBI ファイナンシャルサービシーズ株式会社の 100%子会社であります。
なお、ＳＢＩFS 合同会社はＳＢＩグループにおける金融サービス事業の統括・運営を行う中間持株会社であり、独自の事業を行っていないため、当社グループに与える影響が最も大きい親会社はＳＢＩホールディングス株式会社であります。

3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場予定市場区分 | グロース市場 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 証券、商品先物取引業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100 人以上 500 人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100 億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10 社未満 |

4．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である SBIFS 合同会社の持ち株比率は 68.83%を占めており、支配株主に該当しております。当社では「関連当事者取引管理規程」を定め、独立社外役員（独立社外取締役２名及び独立社外監査役２名)で構成される任意の諮問委員会である特別委員会を設置する等、当社グループ全体で当社支配株主を含む関連当事者との取引を適切に管理する体制を確保しております。
関連当事者との取引を行おうとする場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引の合理性、取引条件の妥当性等に関する特別委員会での事前審議を経たうえで、当社及び取引を行う子会社の取締役会における審議、決議を必須とすることで、少数株主の保護に努めております。また、監査役会においてもこれらの取引の合理性、妥当性等を検証することで、取締役による少数株主に配慮した職務執行を担保しております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

| |
|---|
| 親会社である SBI ホールディングス株式会社からの経営の独立性を高める観点から、親会社の企業グループ外から社外取締役が 2 名就任し、取締役会での審議に参加しております。加えて、当社は SBI ホールディングス株式会社と、経営管理契約を締結し、連結決算に重要な影響を与える事項そのほか「報告する」経営管理を定めていますが、「協議・相談する」との定めはないことから、経営管理に関して、SBI ホールディングス株式会社から指示を受けることはなく、協議・相談することもありません。一方、SBI ホールディングス株式会社は、コーポレート・ガバナンス報告書のなかで、「上場子会社を有する当社におけるグループ経営に関する考え方と、上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に対する考え」として、「少数株主の保護に向けては、当社グループではそれぞれのグループ各社の経営の独立性を尊重し、アームズ・レングス・ルールに則って公正で合理的な取引を確保しています。例えば、当社グループでは各上場会社と経営管理契約を締結し、主に連結業績管理や他社との業務提携、投資有価証券（政策保有に係るもの）の取得・処分に関する事項を含む適時開示事項などの報告のみを受ける体制を敷いています。このほか、同社子会社に対しては当社グループのレピュテーションを毀損する恐れがある場合に、調査権を有する旨を定めていますが、当社としてはそれぞれの上場子会社の独立性を尊重し、経営管理は委ねています。」と述べています。 |

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役会設置会社 |

【取締役関係】

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 代表取締役 |
| 取締役の人数 | 6 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 髙橋邦比呂 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 小土井慎吾 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |

※1　会社との関係についての選択項目
a.上場会社又はその子会社の業務執行者
b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k.その他

会社との関係(２)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 髙橋邦比呂 | ○ | - | 髙橋邦比呂氏は、外資系証券会社において国内外における M&A に関与した豊富な業務経験のほか、中長期的な戦略立案や事業のグローバル展開に関する豊富な経験及び知見を有しており、これらの高い専門性、経験、見識に基づき当社の企業経営に対する監督・提言等をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は貴証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 小土井慎吾 | ○ | - | 小土井慎吾氏は、弁護士としての法務に関する専門的知見及び実務経験を有しており、法令遵守、当社企業グループ全体のガバナンス等に対して独立した専門的立場から適切な監督、提言等をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は貴証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |

【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | ４名 |
| 監査役の人数 | ３名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

| |
|---|
| 監査役、会計監査人、内部監査担当は監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。 |

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | ２名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | ２名 |

会社との関係(１)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※１) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 吉松文雄 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 小久保崇 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

※１　会社との関係についての選択項目
a.上場会社又はその子会社の業務執行者
b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d.上場会社の親会社の監査役
e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m.その他

会社との関係(２)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 吉松文雄 | ○ | - | 吉松文雄氏は、長年に亘る金融サービス業界及びグローバル資本市場における豊富な業務経験及び知見を有しており、金融会社における顧問等アドバイザーを歴任していることから、高い専門性と客観的かつ中立の立場で、当社グループの監査及び助言をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は貴証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 小久保崇 | ○ | - | 小久保崇氏は、弁護士として企業法務、ガバナンス及びコンプライアンス等に精通しており、また、様々なスタートアップや M&A においても豊富な経験と高い専門性を有していることから、法律及び企業経営の双方の観点から客観的かつ中立の立場で、当社グループ経営に対する助言・提言及び監督をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は貴証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定いたしました。 |

【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 4 名 |

その他独立役員に関する事項

| |
|---|
| 独立役員の資格を充たす社外取締役 2 名及び社外監査役 2 名の全てを独立役員に指定しております。 |

【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

| |
|---|
| 業績向上に対する意欲や士気を高め、中期的な企業価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。 |

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社外取締役、監査役、従業員、その他 |

該当項目に関する補足説明

| |
|---|
| 上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、中期的な企業価値の向上を目的として付与しております。 |

【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

| |
|---|
| 報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません |

| | |
|---|---|
| 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

| |
|---|
| ①　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項<br>a.　報酬等の額の決定方針<br>　当社は、社外取締役及び監査役が参加する取締役会において、役員の個人別の報酬等の決定方針（以下「本基本方針」といいます。）を以下のとおり決定しております。<br>(1)基本方針<br>・当社グループの持続的な企業価値の拡大につながるものであること<br>・市場水準と比較して十分な競争力のある報酬水準であること<br>・ステークホルダーに対して説明可能な内容であること<br><br>(2) 役員報酬等の内容<br>　当社の役員報酬は、金銭報酬である固定報酬と、非金銭報酬等である新株予約権（ストック・オプション）及び社宅で構成しております。<br>　固定報酬は、各役員の管掌、職責、期待する役割、当社グループの企業価値向上及び中長期的な事業拡大への貢献度等を考慮したうえで事業年度毎に決定し、毎月一定時期に支給いたします。<br>新株予約権（ストック・オプション）は、当社グループの企業価値向上及び中長期的な業績拡大に寄与するインセンティブ報酬として位置付けており、株主総会にて発行枠の決議を受けた後、取締役会にて詳細内容の発行決議を経て付与しております。<br>　社宅は、職務遂行環境の整備及び人材確保を目的として当社が取締役（社外取締役を除く。）に対して提供する住宅賃貸支援制度でありますが、現在利用している役員については、居住する賃借物件の賃 |

借料を役員報酬から減額及び徴収したうえで当社が当該賃借物件の賃貸人に直接支払うものであり、賃借料は当該役員本人が全額負担しているため、当社負担はありません。

当社取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、新株予約権（ストック・オプション）及び社宅で構成され、報酬毎の割合は、本基本方針に基づき、当該各取締役（社外取締役を除く。）の役割、管掌、職責及び当社グループの業績への貢献度等を総合的に勘案し決定します。
当社社外取締役の報酬は、独立した第三者の立場として期待する役割、職責を踏まえ、固定報酬のみで構成されております。なお、社外取締役のうち 1 名は当社の新株予約権（ストック・オプション）を付与しておりますが、本基本方針策定以前の付与であり、今後付与の予定はありません。
当社監査役の報酬は、業務執行の監督、監査及び当該監督監査機能による当社グループ企業価値への寄与という職責を十分に果たせるよう、固定報酬及び新株予約権（ストック・オプション）で構成されております。

(3)役員報酬の決定手続等
当社取締役の各別の報酬額は、株主総会において承認された範囲内で、報酬の種類、報酬割合の考え方に基づき、各取締役の役割、職責、当社グループの企業価値への貢献度等を総合的に勘案し、当社代表取締役社長兼 CEO の甲斐真一郎が報酬案を作成のうえ、社外取締役及び監査役が参加する取締役会において報酬案を審議し、決定しております。当事業年度においては、社外取締役及び社外監査役を含む全ての取締役及び監査役が出席する 2026 年 6 月 30 日開催の取締役会において、各取締役の報酬額を審議・決議しております。
当社監査役の各別の報酬額は、株主総会において承認された範囲内で、報酬の種類、報酬割合の考え方に基づき、各監査役の役割、職責等を総合的に勘案し監査役の協議により監査役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役（社外監査役）に係る専従従業員は配置しておりませんが、法務コンプライアンス部が窓口となり、社外取締役及び社外監査役へのサポートを行っております。取締役会開催に際しては、決議事項及び報告事項に関する事前説明を実施し、必要に応じ追加情報の提供、説明を行う等により、社外取締役及び社外監査役が審議事項等について十分に検討することができる時間的余裕を確保するとともに事前の十分な情報提供を行っております。また、当社グループにおける重要会議の議事及び結果を報告するほか、社外監査役に対しては、常勤監査役が中心となり、会計監査、内部監査等の各種監査その他内部管理の状況について適時に情報共有が行われております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

ａ．取締役会
当社の取締役会は、原則として月１回定時取締役会を、また迅速かつ効率的な意思決定を行うため必要に応じ臨時取締役会を開催しております。取締役会は「役員の状況」に記載の全ての取締役及び監査役で構成されており、代表取締役社長が議長を務め、全ての取締役及び監査役が出席のうえ、法令、定款及び「取締役会規程」等社内規程で定められた事項の審議、決定等経営に関する重要な意思決定をするほか、業務執行取締役からその職務執行状況の報告を受けることで取締役の業務執行状況を監視・監督しております。また、社外取締役及び社外監査役が独立した立場から、客観的な第三者の視点での適切な助言、提言、監視等を行っております。

ｂ．監査役会
当社の監査役会は、「役員の状況」に記載の全ての監査役で構成され、原則として月１回、また必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は常勤監査役が議長を務め、全ての監査役が出席のうえ、法令、定款及び「監査役会規程」、「監査役監査基準」等社内規程に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を審議、決定等するほか、毎月各監査役がその監査内容について報告し、情報の共有及び監査計画の進捗確認を行っております。

ｃ．会計監査人
当社は、会計監査人として、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

ｄ．内部監査
当社グループの内部監査は、当社グループ全体のリスク管理・コントロール及びガバナンスのプロセスの有効性を評価・改善すること等を目的として、監査対象部門から独立した組織である内部監査室に所属する３名により実施されております。監査結果は代表取締役社長に報告がなされ、内部監査室長が取締役会に直接報告がなされる体制となっております。内部監査室は、監査対象各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況の確認をしております。また、内部監査室と監査役及び会計監査人が適宜情報交換を行い、効率的かつ実効的な監査を行うことができる体制を確保しております。

ｅ．経営会議
当社は、当社グループ全体の業務執行上の重要事項の審議、決定、報告等のため、「経営会議規程」を定め、社外役員を除く取締役、監査役及び執行役員を構成員とする経営会議を原則として週１回、また必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、「グループ会社報告・承認規程」の「別紙グループ決裁権限一覧表」で定められた事項その他重要な経営課題・業務執行に関する事項及び取締役会付議事項を審議、決議または報告等を行うとともに、グループ全体の業務執行状況の報告、確認等を行うことで、当社グループ全体の横断的かつ効率的な経営、事業活動の推進及び管理を図っております。

ｆ．グループリスク管理委員会
当社は、事業活動を行う際に発生しうるリスクを回避・防止するための管理態勢整備、リスクへの対応策の実行のため、「グループリスク管理規程」を定め、リスク管理担当取締役が議長となり、構成員である当社代表取締役、取締役及び各子会社のリスク管理担当者等及びオブザーバーである監査役が出席するグループリスク管理委員会を原則として四半期に１回開催しております。グループリスク管理委員会では、当社グループのリスク管理に関わる重要事項の審議、調査のほか、グループリスク管理の取り組みに関する企画、立案等を行い、これらを取締役会に報告するほか、当社グループ役職員に対する教育・研修等、リスク管理に関わる取り組みの推進を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対して、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重チェック機能を有する監査役会設置会社を採用しております。また、コーポレート・ガバナンスの実行性確保のため、複数の社外取締役及び社外監査役を選任し、客観的かつ独立した第三者の立場からの提言、助言を受けることで、当社グループ全体の経営に対するけん制が機能する体制を整備しております。

当社グループの事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役によって構成される取締役会が、迅速かつ的確な意思決定と取締役の職務執行の監督を行うとともに、３名（うち社外監査役２名）で構成される監査役会が公正かつ客観的な独立の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の監視機能を十分働かせる体制となっております。

なお、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、当社の取締役の任期は１年としております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主の方々が議案内容等を十分に検討したうえで議決権を行使できるよう、招集通知の早期発送に努めております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 開催日の設定に関しては他社の集中日を避けるよう留意してまいります。また、可能な限り株主の皆様との建設的な対話を図るため、物理的にもアクセスがよく出席しやすい場所を確保するよう努めております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットを通じた議決権の行使を可能としております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後、検討すべき事項として考えております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 今後、検討すべき事項として考えております。 |

2．IR に関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社のホームページ内の IR 専用ページ（https://folio-hd.com/ir/）にてディスクロージャーポリシーを公表しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 株主総会の中で事業に関する説明を行い、個人投資家の方との対話の場を設けております。今後の株主構成等を踏まえ、個人投資家向け説明会の開催を検討してまいります。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施 | 決算発表に合わせてアナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を実施する方針です。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算発表に合わせてオンラインによる個別面談を実施することに加え、機会に応じて海外の機関投資家訪問を実施する方針です。 | あり |
| IR 資料をホームページ掲 | 当社のホームページ上の IR 専用ページ | |

| | |
|---|---|
| 載 | （https://folio-hd.com/ir/）にて、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。 |
| IR に関する部署(担当者)の設置 | 経営企画部を担当部署としております。 |

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、倫理コード、コンプライアンス・マニュアル、フィデューシャリー・デューティー（FD）宣言に、ステークホルダーを尊重する旨を規定しております。 |
| 環境保全活動、CSR 活動等の実施 | 今後、検討すべき事項として考えております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。 |

## Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

### 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

ａ．内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適切性の確保及び企業経営の透明性の向上を図るため、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、その周知、運用徹底を図ることで、当社企業グループ全体のコーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

当社グループの内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

1．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、コンプライアンス経営の徹底を経営上の最重要課題と位置付け、法令及び定款の遵守はもとより、社会の信頼に応える高い倫理観及び価値観をもって取締役及び使用人一人ひとりが誠実に行動するためのコンプライアンス教育・啓蒙等に努め、もってコンプライアンス意識の醸成及び維持向上に継続的に取り組む。

(2) 当社及び子会社の相互連携、財務の健全性、業務の適切性を確保することを目的として「関係会社管理規程」を制定し、当社及び関係会社管理部署による関係会社の管理監督及び調査が実効的に行われる体制を整備する。

(3) 当社取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に基づき業務執行取締役が職務の執行状況を報告し、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役の職務の執行に対する監視の実効性を高めるため、法律に関する専門的知見又は企業経営等を通じ会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任するとともに、複数の社外役員を選任することで経営の客観性を確保する。「グループ会社報告・承認規程」及び「別紙グループ決裁権限一覧表」に基づき、当社子会社の重要な業務執行に関する事項の承認または報告を受けることにより、子会社取締役の職務執行を把握・監督する。

(4) 各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」、組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織・業務分掌規程」並びに当該規程及び「別紙グループ決裁権限一覧表」に基づく稟議手続き及び稟議決裁事項の基準等を定めた「稟議規程」等に基づき、権限範囲内での適切かつ円滑な職務の執行がなされる体制を整備する。

(5) 後述「3．当社及び子会社の損失の危機に関する規程その他の体制」のとおり、「グループリスク管理規程」を定め、当社グループ全体のリスクを適切に把握しリスクの未然防止を可能とする体制を整備する。

(6) 「内部通報者の取扱いに関する規程」を制定し、法令又は定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実の報告をすることを可能とする内部通報窓口を社内外に設置し、疑わしい行為の発見、未然防止・是正を図り、当社グループにおけるコンプライアンス経営の強化に努める。

(7) 当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社における経営上の内部統制及び業務の有効性、法令遵守等に関する内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

２．取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に対する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書・情報(及び電磁的記録を含み、以下「文書等」という)を、「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役その他閲覧権限のある者がその職務上必要がある場合に閲覧可能となる保存管理体制を維持するとともに、必要に応じて運用状況を検証し、各規程等の見直しを行う。

３．当社及び子会社の損失の危機に関する規程その他の体制

(1) 当社は、取締役会をリスク管理体制を構築する責任と権限を有する機関として位置づけ、当社グループ全体のリスク管理に係る「グループリスク管理規程」、当社代表取締役、取締役及び各子会社のリスク管理担当者等並びにオブザーバーとして監査役が参加するグループリスク管理委員会の運営を通じ、グループ全体の潜在リスクの把握、事業活動への影響の重要性と発生可能性の観点からの重要リスクの選定、当該リスクの顕在化の未然防止を図り、リスク発生時の企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
(2) 内部監査部門は、「内部監査規程」、「内部監査実施細則」及び内部監査計画等に基づき、法令及び規程等の遵守状況について定期的に監査を実施し、結果を代表取締役に報告する。また、必要に応じて監査役会及び会計監査人とも連携を図るものとする。
(3) 業務遂行に伴い発生する潜在的なリスクを把握するため、各部門長による定期的な報告を制度化するとともに、内部監査部門、監査役及びセキュリティを担当する部門等によるモニタリングを実施する。
(4) リスクが顕在化した際には、「グループリスク管理規程」に従い、速やかに情報の集約と対策の検討を行い、必要に応じて顧問弁護士及び関係外部機関とも連携のうえ、損失の拡大防止及び最小化を図る。
(5) 継続的な社内研修及び教育活動を通じてリスク管理に対する意識の向上を図る。

４．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「取締役会規程」において取締役会に付議・報告すべき重要事項を定め、もって取締役会の効率的な運営、意思決定を図る。毎月開催する定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について迅速に意思決定を行う。また、取締役会における審議を効果的かつ効率的に行うため、社外取締役及び社外監査役への議案説明、資料提供等事前検討のための仕組みを整備する。
(2)「組織・業務分掌規程」及び「グループ決裁権限一覧表」に基づき取締役に一定の範囲で権限・責任を移譲することにより、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。
(3)「関係会社管理規程」において子会社の経営の自主性の尊重を基本方針に定め、子会社における自己責任原則及び市場規律に基づく経営の円滑な遂行を図り、もってグループ全体の経営の効率化・適正化を追求するものとする。また、「グループ決裁権限一覧表」に基づき、子会社取締役による効率的な職務執行を確保する。

５.当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社承認・報告規程」、「別紙グループ決裁権限一覧表」、「関係会社管理規程」及び当該規程に基づく子会社との経営管理に関する契約等に基づき、子会社取締役等からの適時適切な報告及び情報連携体制を整備する。また、当社グループとしての業務の適正の確保を図るため、当社の内部監査部門及び監査役は、子会社も監査対象として監査を実施する。

６.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役が求めた場合には、専任又は兼任の監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の登用、人事評価・異動については監査役の事前同意を得た上で決定するものとする。
(2) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役は、取締役会においてその職務の執行状況を定期的に報告するほか、法令又は定款に適合せず、あるいはその恐れがある場合、重大な損失の危険がある場合その他重大な問題が発生した場合には、速やかに監査役に報告する。

(2) 監査役は、取締役会、経営会議、リスク管理委員会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人等に対して職務執行状況の報告、資料の徴求等をすることができる。

(3) 「内部通報者の取扱いに関する規程」において、使用人が社内の不正行為を発見した場合には、その任意の選択により、直接常勤監査役に報告できる体制を整備する。

8．監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報者の取扱いに関する規程」において、内部通報(監査役の報告を含む)を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、内部通報を行ったことを理由とした不利な取扱いを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9．監査費用の前払い又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要ないことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、それぞれの監査状況を共有し、監査の効率化に努める。

(2) 監査役が当社及び子会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、グループリスク管理委員会、経営会議等の重要な会議に監査役が出席できる環境を整備するとともに、監査に必要な情報にアクセスできる環境を構築する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりです。
(1) 当社並びに当社の役員及び従業員が反社会的勢力等に関与し、または利益を供与することを防止することを目的として、「反社会的勢力との関係遮断に関するグループ規程」、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
(2) 「反社会的勢力との関係遮断に関するグループ規程」に基づき、初めて取引等を行おうとする取引先及び当社に入社する役職員について、反社会的勢力該当有無に係る審査を事前に実施し、取引開始又は入社後も定期的に審査を行う。また、取引先との間で、反社会的勢力に該当しないことの確約・保証及び該当することになった場合の契約解除等を契約に定める。
(3) 反社会的勢力等から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、所轄警察担当係・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

具体的な取組み内容としては、新規取引先及びその代表者について、株式会社日本経済新聞社が提供するデータベースサービス「日経テレコン 21」、米国財務省外国資産管理室（OFAC）が提供する制裁リスト検索ツール及び必要に応じ株式会社帝国データバンクが提供するオンラインビジネス情報サービス「COSMOSNET」並びにインターネット検索を活用し、当該取引先の企業情報や不祥事等記事検索を行う等により反社会的勢力への有無を判断し、取引開始前のチェックを徹底しております。
継続的取引先については、当該取引先の最新の企業情報に基づき、年に１回一括調査により、定期的・継続的な調査を実施しております。株主及び役員についても、同様の方法にて事前調査を実施しております。また、従業員についても、採用時において候補者の氏名を用いて、株式会社日本経済新聞社が提供する「日経テレコン」やインターネット検索等を活用し、反社会的勢力に該当する情報がないかを確認しております。採用後も年に 1 回継続調査を実施し、既存従業員が反社会的勢力に該当しないことを確認しております。調査結果は、社内の人事管理システムに記録・保管され、必要に応じて更新される体制を整えております。
また、以上の取引先等との間の契約、規約、取引約款等において、当該取引先が反社会的勢力等でないことの確約及び表明並びに反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合又は暴力的要求行為や不当な要求行為等を行った場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。
さらに、反社会的勢力による不当要求が発生した場合に備え、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

V．その他

1．買収への対応方針の導入の有無

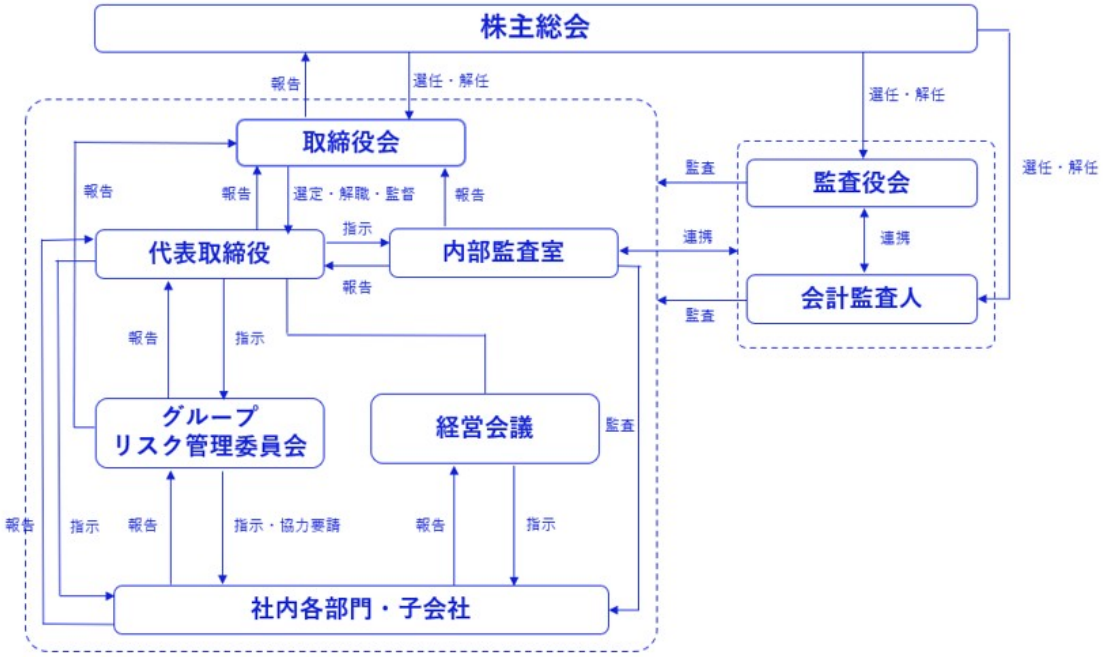
| | |
|---|---|
| 買収への対応方針の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

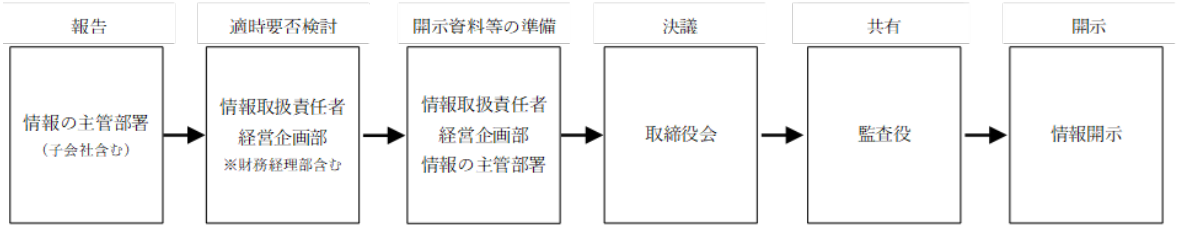
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図（参考資料）】

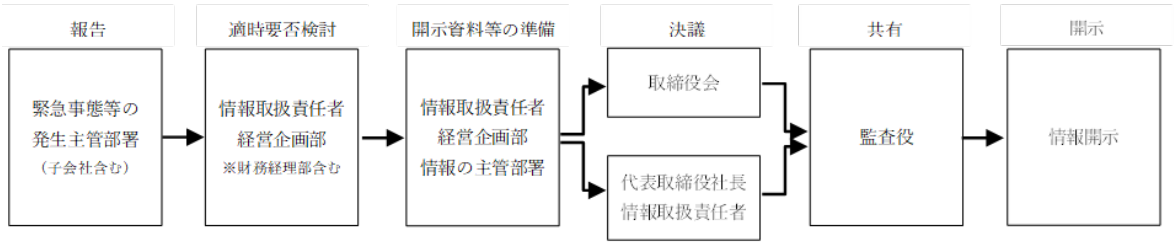



【適時開示体制の概要（模式図）】

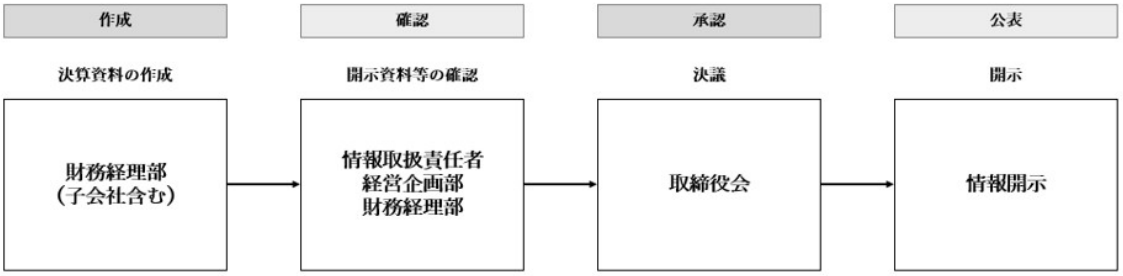
・ 決定事実




・ 発生事実



- 決算情報


作成
確認
承認
公表
決算資料の作成
開示資料等の確認
決議
開示
財務経理部
(子会社含む)
情報取扱責任者
経営企画部
財務経理部
取締役会
情報開示

以上